介護給付費算定に係る体制等に関する添付書類等チェック表 ※地域密着型サービス

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
- ③下表の添付書類
- ④添付書類等のチェック表(本紙)

を併せて提出してください。

【届出が必要な場合】

- ・新たに加算を算定する場合
- ・現在算定している加算をはずす場合
- ・算定要件が変更になる等、要件の再確認が必要な加算を算定 している場合
- 新規指定申請を行う場合

サービス	体制等	必要書類	備考 (※全ての加算要件を記載したものではありません。詳細な要件は通知を確認のこと)
小規模多機能型居宅介護	割引をする場合	□ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の 設定について<別紙5-2>	
	職員の欠員による減算の状況	□ 減算が発生する月の勤務体制一覧表(予定)(別紙7)	※事前に相談してください
	若年性認知症利用者受入加算	ロなし	□ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、 担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う
	看護職員配置加算	□ 加算を算定する月の勤務形態一覧表(予定)(別紙7) →看護師又は准看護士のみ記載する	□ 定員超過・人員基準欠如に該当していない
		□ 看護師又は准看護師資格者証の写し	
	看取り連携体制加算	□ 届出書(別紙9-4)	□ 看護職員配置加算(I)の届出をしている
		□ 看取り期における対応方針	□ 看取り期における対応方針の内容を説明し、同意を得ている
		□ 看護師により24時間連絡できる体制を確認できる書類	□ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みが ないと判断している
	訪問体制強化加算	□ 加算を算定する月の勤務形態一覧表(予定)(別紙7) →従業者全員を記載する	□ 各月のサービス提供回数等が確認できる記録を残している ※予防については算定不可
	総合マネジメント体制強化加算	□ なし(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号五十六に該当すること)	□ 多職種共同で随時、小規模多機能型居宅介護計画を見直している
			□ 日常的に地域住民との交流を図り、地域行事や活動に積極的に 参加している
	科学的介護推進体制加算	ロなし	□ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している
			□ 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を 注用している

サービス	体制等	必要書類	備考 (※全ての加算要件を記載したものではありません。詳細な要件は通知を確認のこと)
小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算	□ 届出書(別紙12-5)→職員割合の算出根拠となる資料を添付する	□ 従業者 <u>ごと</u> の研修計画(具体的な目標、内容、研修期間、実施時期 等)を作成している
		□ 算定する前年度の4月~2月分の勤務形態一覧表(実績)(別紙7)→介護職員のみ記載する	□ 研修計画に従い、研修を実施又は実施を予定している
		□ 介護福祉士の資格証の写し	□ 利用者に関する情報もしくは留意事項の伝達又は従業者の技術指導 を目的とした会議をおおむね1月に1回以上開催している
		□ 雇用期間証明書等(職員の勤務年数を証明できる書類)	□ 会議の開催状況の概要を記録している
		□ 研修計画	□ 定員超過・人員基準欠如に該当していない
			□ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上または勤続年数10年以上の者の割合が100分の25以上(Iを算定する場合)
			□ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上 (IIを算定する場合)
			□ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上または勤続年数7年以上の者の割合が100分の30以上 (Ⅲを算定する場合)